

令和8年度 第1回西川町地域公共交通会議 会議録

日 時： 令和8年6月30日（火） 10時30分から

場 所： 西川町役場本庁舎 第1・2会議室

出席者： 別紙名簿のとおり

1 開 会

2 あいさつ 西川町地域公共交通会議会長 西川町長 菅野 大志

3 議 事

- 第1号議案 デマンド型乗合タクシー「のってあべプラス」の運行について
 - ・ 道路運送法第21条の規定に基づく実証運行
 - ・ 道路運送法第79条の7の規定に基づく自家用有償旅客運送の変更登録（公共ライドシェア）

【事務局より会議資料に基づき説明】

→ 下記の意見及び質疑あり。その後承認された。

【主な意見・質疑等】

- ・ 運用面について、基本的にはタクシー事業者による乗合旅客運送での運行、そしてドライバー不足の場合は自動車学校による公共ライドシェアで補完するということだが、「この時間帯は自動車学校に運行依頼する」といった決め方は出来るのか。
 - 朝7時～8時台、通院を目的とした時間帯が混み合うものと思われる。
自動車学校に依頼する場合は、主にこういった時間帯になるのではないかと想定している。
- ・ 予約方法について、予約受付はタクシー会社になるのか。
 - のってあべと同様、利用者登録は役場で行うが、予約先としては月山観光タクシーを予定している。
- ・ 実証運行ということだが、いずれ4条運行に切り替えるタイミング等は考えているか。
 - 概ね1年の実証運行をさせていただくが、初めての事業であるため、運行実績を見ながら4条に切り替えるのかどうか検討していきたい。
- ・ 中学生以下は無料となっているが、中学生以下は一人で乗れないという理解でよろしいか。
 - のってあべ、路線バスは1名でも利用可能。未就学児のみ保護者等家族と同伴と考えている。

- ・子ども達だけで寒河江へ遊びに行きたい、降車可能な所へ買い物に行きたいというのは可能なのか。

→制度上乗ること自体は問題ないが、学校での生活指導や実際の運用上等、不安や問題等があればご意見をいただきたい。

→小中学校では特段、長期休暇において町外への制限などは設けていない。トラブルが起こり得ることを想定し、バスのルール等を決め、活用の仕方について指導していきたい。

制度は了承いただき、予約の仕方については引き続き審議する。

↓

会議終了後、学校関係者で協議し、子どもの登録・利用予約については保護者が行うことで決定した。

- ・健常者だけでなく車椅子の方も利用できるのか。

→通常のタクシー車両のため、のってあべ同様、介助なしで乗降できる方が対象となる。

車椅子の方は福祉車両をご利用いただきたい。(福祉タクシーの補助あり)

●第2号議案 道路運送法第79条の6の規定に基づく登録更新について

【事務局より会議資料に基づき説明】

→意見及び質疑なし、承認された。

4 その他

5 閉 会